

平成 26 年 12 月 12 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代表取締役会長兼社長 石濱 人樹
(JASDAQ: 2315)

問合せ先：
経営企画本部 副本部長 藤 井 肇
Tel 03-5769-8200 (代表)

除外事項を付した限定付結論が記載された四半期レビュー報告書の受領
および過年度決算訂正の可能性に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月期第 2 四半期報告書に関し、平成 26 年 12 月 12 日付で除外事項を付した限定付結論のついた四半期レビュー報告書を受領し、平成 27 年 3 月期第 2 四半期報告書を提出しました。なお、平成 22 年 3 月期から平成 27 年 3 月期第 1 四半期までの期間において当該除外事項に相当する過年度決算訂正の可能性のあることをお知らせいたします。

記

1. 過年度決算訂正の可能性に関する経緯

当社は、平成 26 年 10 月 10 日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」で公表しましたとおり、当社の過年度取引の一部について不適切な取引およびそれに伴い誤った会計処理が行われた可能性があるなどの疑義が発生し、(1)過年度のハードウェア取引の一部が通常の商取引ではなく実質的には金融取引であった可能性についての調査および原因の究明、(2)当社および当社子会社において社内の承認手続を経ずに債務保証が行われた可能性についての調査および原因の究明、(3)当社および当社子会社においてその他の不適切な取引が行われた可能性についての調査および原因の究明、(4)以上の取引の結果として誤った会計処理が行われた可能性があることについての調査および原因の究明を目的として、外部の専門家からなる第三者委員会を設置し、調査を委嘱しました。

今日現在も、第三者委員会の調査は継続中であり、関係者からの事情聴取および証憑類の検証・分析等一連の調査手続きを慎重に進めているため、当初の見込みよりも期間を要しているとの報告を受けております。

当社においても、第三者委員会の調査と並行して過年度訂正に向けた作業を鋭意進めてまいりましたが、第三者委員会の調査が継続中であるため、過年度訂正の内容を確定することが困難となっております。このような状況を踏まえ、当社は金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項にて平成 26 年 12 月 12 日と提出期限が定められている平成 27 年 3 月期第 2 四半期報告書についてはその提出期限を遵守することとしました。過年度訂正報告書については、第三者委員会の調査報告書の受領を待って、過年度訂正の内容を精査し、速やかに提出致します。

2. 見込まれる過年度訂正の内容および影響額

上記のように第三者委員会の調査が継続中ではありますが、現時点で把握し得る範囲では、当社の連結貸借対照表における利益剰余金（平成 26 年 9 月 30 日現在 $\Delta 7,769,250$ 千円）への影響額は、2 億円程度の減少と見込まれます。ただし、この金額は、今後第三者委員会の調査結果を踏まえ、変わり得る可能性があります。

3. 今後の当社の対応について

当社は、平成 26 年 12 月 12 日、平成 27 年 3 月期第 2 四半期報告書を関東財務局長へ提出いたしましたが、第三者委員会の調査報告を受領後速やかに過年度決算を訂正し、提出する予定です。今後も引続き第三者委員会の調査に全面的に協力してまいります。

以 上